

## 令和7年度世田谷区育休代替任期付職員（福祉・Ⅱ類） 勤務時間、職務内容等

### （1）保育園（保育士資格を有している方）

勤務時間は原則として、7時15分から19時20分（延長保育時間を含む）まで、交替制勤務、1日7時間45分。休日は原則として、日曜日、国民の祝日及び年未年始（その他、原則として4週を通じて4日の休日あり）。保護者が仕事や病気などの事由のため保育を必要とする乳幼児を保護者の下から通わせて保育を行い、さらに延長保育、緊急保育など多様な保育も行っています。

また、地域住民との交流行事、体験保育、子育て相談等の地域の子育て支援を行っています。

### （2）児童館・新BOP（保育士資格、もしくは児童指導員資格を有している方）

#### ① 児童館

勤務時間は原則として、9時30分から19時15分まで、交替制勤務、1日7時間45分。休日は原則として、4週を通じて8日（月曜日、第2、4日曜日の休館日含む）。その他、国民の祝日（5月5日を除く）及び年未年始は休日。乳幼児の親子連れから中高生世代まで、だれでも自由に利用することができる施設で、おでかけひろば、子どもまつりやキャンプ、中高生の活動支援など、子育て支援事業や児童の健全な育成のための活動を実施しています。

#### ② 新BOP

勤務時間は、原則として8時15分から19時05分まで、交替制勤務、1日7時間45分、月～金曜日勤務。休日は原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年未年始。放課後児童健全育成を行う学童クラブ（放課後児童クラブ）と、放課後の自由な遊び場であるBOP（放課後子供教室）を一体的に運営し成育支援等を行っています。

### （3）児童相談所一時保護所（保育士資格、もしくは児童指導員資格を有している方）

夜勤等交替制勤務（※）で、子どもの安全を確保し、適切な保護を図るため、一時的に保護が必要と判断された子どもの生活全般の支援、行動観察等を行っています。具体的には、基本的な衣食住を整え、心身のケアを行い、学習を含めて様々な場面に応じた支援を行いつつ、子どもの行動観察を行い、児童相談所の児童福祉司等と情報共有しています。

（※）早番（7時から15時45分まで）、日勤（8時30分から17時15分まで）、遅番（①12時から20時45分まで、②13時から21時45分まで）、夜勤（16時30分から翌9時30分まで）（夜勤は概ね月4回、夜勤手当あり）。休日は4週を通じて8日。